

## 平成29年度第2回 東三河北部圏域保健医療福祉推進会議 会議録

- 日 時 平成30年2月26日（月） 午後2時から午後2時50分まで
- 場 所 新城保健所 会議室
- 出席者 別添出席者名簿のとおり
- 傍聴人 1名

### < 会議の内容 >

#### ○ あいさつ（新城保健所 古川所長）

本日は、お忙しい中、平成29年度第2回東三河北部圏域保健医療福祉推進会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、先ほどの会議に引き続き御参加いただく皆様におかれましては、大変お疲れ様でございます。

また、皆様方には、当圏域の健康福祉行政の推進に御理解と御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この会議でございますが、関係機関相互の連絡調整を行うことにより、保健・医療・福祉の連携を図る事を目的といたしまして、年2回開催しているものでございます。

本日は議事等として2件予定しております。

まず、1つ目は、当医療圏の次期保健医療福祉計画の修正原案について御検討と御承認をいただきたいと考えております。

2つ目でございますが、先ほど行いました「地域医療構想推進委員会の開催結果」につきまして、御報告させていただくこととしております。

以上、大変限られた時間ではございますが、皆様方からの忌憚のない御意見をお願い致しまして、開会のあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○ 議長の選出について

委員の互選により、中根委員が議長に選出された。

#### ○ 会議の公開・非公開について

開催要領第5条第1項に基づき、全て公開とした。

#### ○ 議事「東三河北部医療圏保健医療計画について」

##### ● 事務局説明（新城保健所 近藤次長兼総務企画課長）

それでは、議題「東三河北部医療圏保健医療計画（修正原案）について」、説明させていただきます。

最初に前回の圏域会議からの経緯について簡単に説明させていただきます。昨年8月24日に第1回の圏域会議を開催いたしまして、その際、本会議の構成員の皆様には、議題として東三河北部医療圏保健医療計画の素案を御検討いただきました。その

際いただきました御意見を元に修正しましたものを昨年8月末に県に提出しております。

その後、県庁の所管課室による各圏域計画の検討、県の医療体制部会及び医療審議会等による検討が行われ、ここでは主に県計画に修正が加えられております。また、市町村や関係機関への意見照会、県民の方々へのパブリックコメントの募集も昨年12月15日から今年1月14日まで実施されておりますが、当圏域の医療計画に対する修正意見はございませんでした。

その後、2月6日に、当所におきまして、第3回の医療計画策定委員会を開催しております。8月の会議で御検討頂き、県へ提出しました原案から、ただいまご説明しました各検討作業において加えられました修正を反映させました修正原案をお示しし、承認をいただいております。

それでは、資料1-1及び資料1-2を御覧ください。資料1-1につきましては、第3回策定委員会で承認された修正原案となります。県へ提出以後の修正について、下線をつけ強調してあります。本日の資料説明は、主に県計画の変更に関連して、修正しました内容についてご説明させていただくこととなります。さらに加えて、本文中の各統計におきまして、差し替えが可能なものにつきましては、更新してございます。

つづいて、資料1-2につきましては、今、御説明いたしましたような修正箇所を一覧表にまとめたものでございます。

なお、各表の出典名の修正等、いくつかの軽微な修正も加えさせていただいておりますが、修正原案と修正箇所一覧表への記載を省略しておりますので、ご了承下さい。

以下の説明では、時間の都合もございまして、主だったもののみご説明させていただきます。

まず修正原案2ページから3ページ、修正箇所一覧は1ページをご覧ください。第1章第3節「人口及び人口動態」でございまして、人口につきましては、昨年10月1日現在の人口が11月に公表されております。県からも指示がありましたので、他圏域の計画とも統一を図るため、文中の数値と右側図1-3-③は、27年を29年(10月1日)のものと置き換え、図1-3-①と図1-3-②につきましては29年の数値を追加しております。

1枚おめくりいただきまして、修正原案4から5ページにございます出生数・死亡数につきましては、現在のところ、27年の数値しか公表されておらず、修正してございませんので、念のため申し添えます。

修正原案7ページを御覧ください。第2章第1節、「がん対策」でございまして、7ページの左側現状欄、「1 がんの患者数等」の5つ目の○、また、右側課題欄2つ目の○としまして、がん登録が法制化されたことについての現状及び課題について追加しております。

続きまして、修正原案8ページを御覧ください。【今後の方策】でございまして、県計画にも記載されておりますので、5つ目の○として様々な「がん」に関する情報提

供について記載の追加をしております。

次に修正原案11ページを御覧ください。「第2節 脳卒中対策」につきましては、時点修正等の軽微な修正のみでございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、修正原案15ページを御覧ください。「第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策」でございます。左側現状欄「1 心疾患による死亡の状況」2つ目の○ですが、記載を見直しまして、急性心筋梗塞の状況について追加記載しております。また、それに関連しまして、1枚おめくりいただきまして16ページ、上の「表2-3-2 心疾患の標準化死亡比の経験的ベイズ推定値」に内訳としまして急性心筋梗塞と心不全の数値を追加しております。

次に修正原案18ページを御覧ください。「第4節 糖尿病対策」につきましても、時点修正のみでございますので、説明を省略させていただきます。

次に修正原案20ページを御覧ください。「第5節 精神保健医療対策」を御覧ください。右側課題の最後の○ですが、県計画に 認知症に対応できる医療機関の整備に加えて、早期発見等を図るための関係機関の連携の必要性について追加されておりますので、同様に修正しております。

また、1枚おめくりいただきまして22ページの【今後の方策】「3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の最初の○につきましても関係者の連携の必要性について、追加記載しております。

続きまして修正原案24ページ、修正箇所一覧は2ページになりますが、「第6節 歯科保健医療対策」を御覧ください。まず、右側課題の2つ目の○、かかりつけ歯科医(機能)の推進について、歯科衛生士の業務を含んだ内容に修正しております。

また、下の3番のライフステージに応じた歯科保健対策について、右のページを御覧いただきまして、左側の現状欄3つ目の○、右側課題の2つ目の○では、成人期の対象に妊産婦が含まれることの記載を追加しております。

また、その下の右側課題の3つ目の○では、かかりつけ歯科医の介護予防についての役割について追記をしております。

続きまして、修正原案28ページを御覧ください。「第3章 救急医療対策」でございます。右側課題3つ目の○ですが、県計画に課題として記載されていないことから削除しております。

次に修正原案33ページを御覧ください。「第4章 災害医療対策」でございますが、「1 平常時における対策」4つ目の○のヘリポートの整備につきましては、「第3章 救急医療対策」のなかで記載されておりますので、ここでは削除しております。代わりに厚生労働省が運営する災害時の情報収集システムであります「広域災害・救急医療情報システム」通称イーミスにつきまして、追加しております。

1枚おめくりいただいて、34ページでございますが、左側現状の最初の○としまして、病院が被災して患者の転搬送が必要となった場合、DMAT(ディーマット)又はDPAT(ディーパット)が中心となって活動することについて追加しております。また、それに対応しまして、右側課題の最初の○ですが、「入院患者の転搬送が円滑に出来るよう関係機関の連携が必要」と追加しております。

また、右側課題3つめの○になりますが、EMISのシステム改修により、医療機関の情報だけでなく、避難所や救護所の情報も入力できるようになりましたので、EMISの活用について市町村と連携する必要について追加しております。

さらに右側課題の3つ下の○として「大規模災害時には、避難所での口腔ケア・口腔管理を充実させる必要がある」ことを追加しております。県計画では、歯科保健医療対策の中で追加して記載されておりますが、圏域計画では、県計画と項目内の構成が異なっておりますので、災害医療対策での課題でもあると考えまして、こちらに追加しております。

また、右側課題の1つ下の○「地域災害医療対策会議について」書かれた部分と、左側現状の最後の○の食品衛生対策についての記載ですが、どちらも県計画の標記にあわせた修正となっております。

次に、修正原案38ページを御覧ください。「第5章 周産期医療対策」でございますが、こちらは特に修正箇所はありません。

次へ進みまして、41ページから「第6章 小児療対策」になります。こちらの修正箇所は43ページ、上部にあります「小児医療医連携体系図」を県計画と同様のものに差し替えております。

続きまして、修正原案44ページを御覧ください。修正箇所一覧は3ページになります。「第7章 へき地保健医療対策」でございます。こちらも県計画の修正がいくつかありましたので、関連して記載内容を追加しております。

まず、右側課題の最後の○ですが、「へき地で専門医研修を行うことは、医師自身だけでなく、研修を提供する病院においても人的メリットが大きく、研修の拡大が望まれること」について追加しております。

次の45ページ、修正箇所一覧は4ページになりますが、右側課題の最初の○としまして、へき地医療をになう医師に求められる要件について追記しております。

そして、3つ下の右側課題の4つ目の○では、「医療資源の効率的・効果的な活用のため、へき地医療拠点病院とへき地診療所の連携の強化が必要であること」について追加しております。

1枚おめくりいただいて46ページ【今後の方策】3つ目の○にも、同様の内容を追記しております。

また、次の47ページ、「表7-① へき地医療支援システム（web会議システム）関係図」を県計画と同じ標記に変更しております。

続きまして、修正原案48ページを御覧ください。「第8章 在宅医療対策」でございます。現状欄の「2 在宅医療の提供体制の整備」の7つ目の○としまして、「在宅医療の様々な場面での関係医療機関等の連携について」記載を追加しております。また、この現状に対する課題としまして右側課題の4つ目の○ですが、「患者中心の在宅医療となるよう、より関係者の連携を深める必要について」追加しております。

修正原案50ページですが、「第9章 病診連携等推進対策」につきましては、修正箇所はございません。

その右側の51ページ「第10章 高齢者保健医療福祉対策」ですが、表記上は強

調してありませんが、先の1回目の推進会議におきまして、介護保険が広域連合化について記載したらどうかと御意見をいただきましたので、現状欄の一番最後の○のところに、この4月からの広域連合化について記載をしております。

続きまして、修正原案55ページを御覧ください。「第11章 薬局の機能強化等推進対策」「第1節 薬局の機能推進対策」でございますが、左側現状欄2つ目の○、「かかりつけ薬剤師、薬局の役割」について追加の記載をしております。また、対応する右側課題につきましても、「立地に依存した便利さだけで患者に選択される薬局ではなく、患者・住民のニーズに対応できる、かかりつけ薬剤師、薬局の機能を発揮する必要があります。」という表現に変更しております。

その下、右側課題の2つ目の○につきましても、修正前の原案では、「薬剤師1人、又は少数の薬局も多く十分な対応が困難です」と記載しておりましたが、「薬剤師は、在宅医療の現場など薬局外での活動や地域包括ケアにおける一員としての役割を務める必要があります。」と修正しております。

そして、次の右側課題の3つ目の○ですが、「かかりつけ薬剤師、薬局の役割や機能を理解し、選ぶ意義について県民への普及啓発する必要がある」と変更しております。

次に左側現状の最後の○ですが、こちらはお薬手帳についての記載になりますが、修正前の原案では、電子媒体のお薬手帳が普及していないことのみ記載でしたが、修正原案では、「紙媒体を含めたお薬手帳の更なる普及に加えて電子版のお薬手帳の普及が望まれること」を含めた修正となっております。

続いて、今後の方策の2つ目の○に、「電子版を含めたお薬手帳の活用」について追記しております。また、3つ目の○では、地域包括ケアの中で、薬局の役割として「医療・介護関係団体等と連携」という表現に修正しております。

1枚おめくりいただきまして、修正原案56ページを御覧ください。「第2節 医薬分業の推進対策」でございます。右側課題最後の○ですが、ジェネリック薬品の県民への周知について、特徴やメリットについての理解を求めるよう、いくつかの文言を加えて修正しております。

次の修正原案58ページ「第12章 健康危機管理対策」につきましても、特に修正等ございません。

以上で修正原案についての説明を終了します。

今後の予定でございますが、本日の会議で御承認いただけましたら、2月中に計画案を県へ提出いたします。3月の医療医審議会に諮られまして、答申を受け、同じく3月中に県計画と共に当医療圏の医療計画として公示される予定となっております。

以上でございます。

## ● 質疑応答

- ・ 新城市医師会（中根会長）

43ページ小児医療連携体系図についてお尋ねします。このなかの地域の小児の基幹病院は、この辺には無いですね。下の説明を読んでもこの地域の事とは全く違うことが書いてあります。雛形のようなようです。この地域では、小児の重症患者が出

た場合は、休日はもちろん平日でも南部医療圏の病院へ運ばなくてはならない。そういう現実とは違うことが書いてあると思うのですが、いかがでしょうか。

- ・ 事務局（新城保健所 古川所長）  
体系図の説明が現状にそぐわないので、修正が必要ということによろしいですか。
- ・ 新城市医師会（中根会長）  
知らないのでお尋ねしますが、この場合の2次医療圏とは、どこを指しているのですか。
- ・ 事務局（新城保健所 古川所長）  
新城市と北設楽郡になります。
- ・ 新城市医師会（中根会長）  
では、2次医療圏内には、小児の重症などを診る医療機関はどこもありませんので、この地域の現状に即した図に代えないといけないのではないですか。この地域の計画ですから、この2次医療圏内に地域の小児基幹病院はないので、たとえば、東三河南部の地域の小児基幹病院ということになりますよね。
- ・ 事務局（新城保健所 古川所長）  
つきつめて考えますと、東三河南部へ行くとも限らないというところもあります。
- ・ 新城市医師会（中根会長）  
確かにそれはそうですが、現状にあった標記にしたほうがよいのでは。
- ・ 事務局（新城保健所 古川所長）  
事務局の方で検討させていただきます。

● 審議結果

事務局案が適当であると認められた。

（資料1-1 東三河北部医療圏保健医療計画（修正原案）43頁については、後日、修正案を作成し、議長に承認されています。）

○ 報告事項「地域医療推進構想推進委員会の開催結果について」

● 事務局説明（新城保健所 近藤次長兼総務企画課長）

地域医療構想推進委員会の開催結果について御報告させていただきます。

平成28年10月に策定されました地域医療構想を推進するために、「愛知県地域医療構想推進委員会開催要領」に基づき本年度2回目の「東三河北部構想区域 地域医療構想推進委員会」を、本日午後1時より、この会議室に於いて開催いたしました。

当会議のみに出席されます方につきましては、資料2として地域医療構想推進委員会の会議資料一式を送付させていただいております。

委員会では、会議次第に従いまして事務局、医療福祉計画課担当者になりますが、事務局から議題及び報告事項の説明を行い、特に議題につきまして、委員の皆様方から御意見をいただくこととしておりましたが、特に委員の皆様からの御意見等はありませんでした。

なお、議題、報告事項等の内容説明につきましては、時間の都合により省略させていただきます。後ほど、資料で御確認いただければと思います。

この件につきましては、以上です。

○ 報告事項「地域医療推進構想推進委員会の開催結果について」

●事務局説明（新城保健所 近藤次長兼総務企画課長）

次に報告事項2としまして「愛知県地域保健医療計画の別表に記載されている医療機関名の更新について」でございます。

資料3-1、3-2を御覧ください。愛知県保健医療計画の別表に記載されている医療機関名の更新について説明させていただきます。

医療計画の中では、医療連携のための体系図を掲載しておりますが、具体的な医療機関名については、別表としております。別表につきましては、資料3-2愛知県地域保健医療計画別表更新事務取扱要領により、「あいち医療情報ネット」の情報を確認した結果等を基に更新を行うこととなっております。

今回、平成30年1月29日付けで、医療機関名の更新がありましたので、報告させていただきます。

資料3-1を御覧ください。変更がありました医療機関名は、太字にして強調してあります。

『1「がん対策」の体系図に記載されている医療機関名』ですが、胃において、新城市市民病院が削除され、1-2の表「医療用麻薬によるがん疼痛治療」において内山医院が削除されております。

『2「脳卒中対策」の体系図に記載されている医療機関名』の2-2の表「脳血管疾患等リハビリテーションを実施している医療機関」において、「とも整形外科リハビリクリニック」「豊根村診療所」「富山診療所」が追加されております。

裏面に移りまして『8-2「小児医療対策」の体系図に記載されている医療機関』において、「高木内科医院」が削除されております。

変更につきましては、以上でございます。

なお、この別表全体につきましては、資料3-1裏面の下部に御案内させていただいておりますとおり、ホームページに掲載させていただいております。そちらから御覧いただくことができます。また、当保健所においても縦覧させていただいております。

なお、この別表は、今後も、随時更新されていきますので、更新がありましたら、

この会議で報告させていただくこととしております。以上でございます。

○ その他（配布資料）

●事務局説明（新城保健所 近藤次長兼総務企画課長）

その他としまして配布資料でございます。東三河広域連合のチラシについて御説明します。

こちらは、平成30年4月から、介護保険が東三河で一つに統一され、東三河広域連合が市町村に代わって、介護保険の保険者になることについて住民説明会が開かれたのでその説明会の資料を参考としていただいたものでございます。

これにつきましては、御覧いただければ結構ですので、私からの説明は以上です。

○ 報告事項とその他（資料配布）まで一括して質疑応答

なし

○ 閉会のあいさつ（新城設楽福祉相談センター 成瀬センター長）

本日は長時間にわたり貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。本日皆様方からいただきました御意見は、今後の保健医療福祉行政の推進に十分生かしてまいりたいと考えております。

本日はお疲れさまでした。

○ 閉会